

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課長

一般貸切旅客自動車運送事業者と旅行業者等との間で締結する年間契約等に対する取り扱いについて

一般貸切旅客自動車運送事業者と旅行業者等との間で、概ね年間を通じて貸切バスを旅行業者の専属車両として運送契約をする、いわゆる「年間契約」と呼称される契約形態による一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の取り扱いについては、観光庁観光産業課と協議の上、以下のとおり取り扱うこととしたので、関係事業者に対し周知徹底を図るとともに、事務処理上遺漏のないよう取り計らわれない。

なお、本取り扱いについては、観光庁観光産業課長及び公益社団法人日本バス協会会長に対し、別添のとおり通知したので申し添える。

記

1. 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の届出について

一般貸切旅客自動車運送事業者（以下、「貸切バス事業者」という。）と旅行業者が、概ね年間を通じて貸切バスを発注者たる旅行業者の専属車両として運送するための契約（以下「年間契約」という。）を締結した場合における、一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金は、道路運送法第9条の2第1項の規定に基づき、一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定届出書に年間契約書を添付し、提出することとする。

なお、この場合、1契約ごとに届け出るものとする。

2. 年間契約における一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金について

上記1. による届出書に添付された年間契約書について、以下に掲げる事項に基づき記載されていることが確認できた場合にあっては、平成11年12月13日付け自旅第129号「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領について」（以下、「変更命令処理要領」という。）に基づく運賃・料金の変更命令を行うか否かについての審査の際、原価計算書等が記載された書類の提出を求めない弾力的な取り扱いを行うこととする。

(1) 年間契約における運賃料金の算出の基礎

年間契約における年間運賃額の算出については、変更命令処理要領の別紙1「一

般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の額に対する変更命令の審査を必要としない範囲の設定要領」に基づき、地方運輸局長が定め公示する範囲内の時間あたり運賃及びキロあたり運賃を用いて、次式により算出するものとする。

- ① 時間あたり運賃×〔当該貸切バス事業者の1日あたり走行時間（X時間）＋2時間（点呼点検時間）〕＝日車時間運賃額
- ② キロあたり運賃×〔当該貸切バス事業者の1日あたり走行距離（Yキロ）〕＝日車キロ運賃額
- ③（日車時間運賃額＋日車キロ運賃額）×365日×実働率＝年間運賃額

（注1）年間運賃額の算出基礎となる計算式は、年間契約書に明記されなければならない。

（注2）走行時間（X時間）、走行距離（Yキロ）は、貸切バス事業者及び発注者たる旅行者双方において協議した上で決定する。

（注3）実働率は、当該貸切バス事業者が属する運賃ブロックの平均実働率（別添）と当該貸切バス事業者の実績実働率（実績がない場合は合理的な見込み率による）との間の率を用いることとし、貸切バス事業者と発注者たる旅行者双方において協議して決定する。

(2) 年間契約における稼働日数

年間契約において、実際に運行することとする稼働日数を年間契約書に明記することとし、この稼働日数については、338日を限度として当該貸切バス事業者及び発注者たる旅行者双方において協議した上で決定する。

この場合、稼働日数が上記(1)の実働率を基にした実働日数と比して1.4倍を超える場合は、変更命令を前提として原価計算書等の書類の提出を求め審査する。

(3) 年間契約の算出基礎を超える場合の取り扱い

旅行者からの要請により、年間契約の算出基礎となる走行時間（X時間）及び走行距離（Yキロ）を超えた場合の運行については、1日ごとに時間運賃、キロ運賃を基に別途精算を行うこととし、この旨を年間契約書に明記しなければならない。

3. 運送引受書への記載

運賃の記載欄には、「年間契約による。」と記載し、時間及び距離が超過する場合は、備考欄に精算運賃を記載することとする。

4. 旅行者以外と締結する年間契約の取り扱い

一般貸切旅客自動車運送事業者が、地方自治体、教育委員会、企業等と締結する年間契約に係る運賃・料金の届出においても、上記1. から3. に合致するものについては弾力的な取り扱いを行うこととする。

附 則

- 1 本処理要領は、平成26年4月1日より施行する。